

ICT活用工事(ICT土工)試行要領 新旧対照表

要領	条文	旧	新
		<p>① 3次元起工測量 起工測量において、次の1)～3)の方法により3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。</p> <p>1) 空中写真測量(無人航空機)による起工測量 2) レーザースキャナーによる起工測量</p> <p>3) その他の3次元計測技術による起工測量</p>	<p>① 3次元起工測量 起工測量において、次の1)～8)の方法により3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。</p> <p>1) 空中写真測量(無人航空機)による起工測量 2) 地上型レーザースキャナーによる起工測量 3) TS等光波方式を用いた起工測量 4) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 5) RTK-GNSSを用いた起工測量 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 8) その他の3次元計測技術による起工測量</p>

ICT活用工事(ICT土工)試行要領 新旧対照表

要領	条文	旧	新
ICT活用工事 (ICT地盤改良)	ICT活用工事 第2条文	<p>③ ICT建設機械による施工 ②で得られた設計データを用いて、次の1)～4)に示す技術(ICT建設機械)により施工を実施する。</p> <p>1)3次元マシンコントロール技術(ブルドーザ) 2)3次元マシンコントロール技術(バックホウ) 3)3次元マシンガイダンス技術(ブルドーザ) 4)3次元マシンガイダンス技術(バックホウ)</p>	<p>③ ICT建設機械による施工 ②で作成した3次元設計データを用い、次の1)～4)に示すICT建設機械により施工を実施する。 但し、砂防工事など施工現場の環境条件により、③ICT建設機械による施工が困難となる場合は、従来型建設機械による施工を実施してもICT活用工事とする。</p> <p>1)3次元マシンコントロールブルドーザ 2)3次元マシンコントロールバックホウ 3)3次元マシンガイダンスブルドーザ 4)3次元マシンガイダンスバックホウ</p>
		<p>④3次元出来形管理等の施工管理 ③の施工における出来形管理及び品質管理は、次の1)～4)に示す技術(工種)により行うものとする。 <出来形管理> 1)空中写真測量(無人航空機)による出来形管理技術(土工) 2)レーザースキャナーによる出来形管理技術(土工)</p> <p>3)その他の3次元計測技術による出来形管理技術(土工) <品質管理> 4)TS・GNSSによる締固め回数管理技術(土工)</p>	<p>④ 3次元出来形管理等の施工管理 ③の施工における出来形管理及び品質管理は、次の1)～11)に示す方法により行うものとする。 <出来形管理> 1)空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理 2)地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3)TS等光波方式を用いた出来形管理 4)TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 5)RTK-GNSSを用いた出来形管理 6)無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 7)地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 8)施工履歴データを用いた出来形管理(河床掘削) 9)施工履歴データを用いた出来形管理(地盤改良工) 10)その他の3次元計測技術による出来形管理 <品質管理> 11)TS・GNSSによる締固め回数管理 ただし、土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、適用しなくてもよい。</p>

ICT活用工事(ICT土工)試行要領 新旧対照表

要領	条文	旧	新
(一) 試行要領	対象工事 第3条	(1)河川土工、海岸土工、砂防土工 ・掘削工 ・盛土工 ・法面整形工 (2)道路土工 ・掘削工 ・路体盛土工 ・路床盛土工 ・法面整形工	(1)河川土工、海岸土工、砂防土工 ・掘削工 ・盛土工 ・法面整形工 (2)道路土工 ・掘削工 ・路体盛土工 ・路床盛土工 ・法面整形工 レベル2工種(擁壁工等) ・作業土工
	積算 第5条	実施設計及び変更設計に使用する積算基準は、「土木工事標準積算基準書(高知県土木部)」及び「ICT活用工事積算要領(国土交通省)」等を用いるものとする。 なお、第2条④3次元出来形管理等の施工管理及び⑤3次元データの納品に要する費用は、間接工事費に含まれることから別途計上しない。	実施設計及び変更設計に使用する積算基準は、「土木工事標準積算基準書(高知県土木部)」及び「ICT活用工事積算要領(国土交通省)」等を用いるものとする。 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における経費の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。 ・共通仮設費率補正係数：1.2 ・現場管理費率補正係数：1.1 ※小数点第3位四捨五入2位止め なお、土工(ICT)において、経費の計上が適用となる出来形管理は、以下の1)～5)又は完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理に準じた出来形計測とする。 また、作業土工において、経費の計上が適用となる出来形管理は、目的構造物の3次元測量データも納品した場合とする。 それ以外のICT活用工事(土工)実施要領に示された出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 5) 上記1)～4)に類似する、その他の3次元計測技術を用いた出来形管理